

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年7月23日第12回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美
 小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・戸田和代
3. 欠席委員
(公選) 鮫島達
(選任) 久保田純一・石堂季男
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
 日程 第2 会期の決定の件
 日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
 日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
 日程 第5 議案第3号 非農地証明について
 日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
 日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
5. 議事
(議 長)ただいまから、平成27年第12回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、3番雨田委員、5番赤坂委員を指名します。
(議 長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(委 員)異議なし。
(議 長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数3筆、面積2,217㎡、畑2,217㎡。使用貸借権、件数2件、筆数5筆、面積14,604㎡、畑14,604㎡。計、件数5件、筆数8筆、面積16,821㎡。畑16,821㎡です。これらの案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
(議 長)次に第1項の順位1について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案第1号第1項農地法第3条所有権移転順位1について説明いたします。去る7月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字牧川、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積969㎡。譲渡人、住所 中種子町牧川〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、国道58号線を西之表の方に向かい牧川手前、左側に〇〇〇〇という建物があります。手前を〇〇〇〇〇から約500m上がったところの左側の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しく願います。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)別にありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案1号第1項3条申請、所有権移転順位2について説明いたします。去る7月16日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積1,152㎡。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇公民館十文字を〇〇〇〇へ100m走った先に〇〇〇〇さんの住宅に入る入り口があります。場所はその入り口の〇〇です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願います。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番上妻です。議案第1号第1項順位3について説明いたします。去る7月19日午前10時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、

大字坂井，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－５２１，地目畑，面積 96 ㎡です。譲渡人，住所 福岡市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇〇，〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が交換，譲受人が経営拡張となっております。場所については，〇〇〇集落の公民館より下へ 100m 行きますと，〇〇さんの〇〇〇が左手にあります。その反対側に牧草畑がありますが，その牧草畑の〇〇〇になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第 2 項の順位 1 について，担当調査委員の 1 4 番濱脇が説明します。

(14 番委員)去る 7 月 1 8 日，借人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積は 4,720 ㎡。もう一筆は大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－4，地目畑，面積 1,790 ㎡です。合計 6,510 ㎡です。貸人は，住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇〇－1，〇〇〇〇さん。借人は，住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始による貸借です。貸借の内容につきましては，無償による貸借期間 5 年間の使用貸借権の設定です。場所につきましては，〇〇〇〇の一筆は，〇〇公民館から 500m 程，〇〇方向へ走ったところの左側の圃場であります。〇〇〇〇の圃場は〇〇集落の〇〇〇〇さん宅の裏の圃場整備内で〇〇さんの家から 300m 程走ったところにあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われま。皆様のご審議の程，宜しく申し上げます。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第 2 項の順位 2 について，担当調査委員の 5 番赤坂委員の説明をお願いします。

(5 番委員)はい，5 番赤坂です。第 2 項順位 2 について説明いたします。去る 7 月 1 6 日，借人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調

査を実施いたしました。土地の所在，大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇ー1，地目畑，面積 3,973 m²。大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇ー2，地目畑，面積 2,374 m²。大字野間，字〇〇，地番〇〇〇〇ー1，地目畑，面積 1,747 m²。合計 8,094 m²。地目畑です。貸人，住所 熊毛郡中種子町油久〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。借人，住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については，無償による期間5年の使用貸借権の設定です。場所についてでございますが，〇〇〇〇から竹屋野集落の方向へ，約 100m くらい行ったところの右側に〇〇があります。その少し先を右側に入りまして，約 200m くらい下ったところの〇〇でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議 長) ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長) これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 1 号第 1 項順位 1 から順位 3，第 2 項順位 1 から順位 2 については許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。従って，議案第 1 号農地法第 3 条申請についての所有権移転順位 1 から順位 3，使用貸借権順位 1 から順位 2 については，許可することに決定します。

(議 長) 次に，日程第 4，議案第 2 号，農地法第 5 条申請についてを議題とします。第 1 項の順位 1 について，担当調査委員の 3 番雨田委員の説明をお願いします。

(3 番委員) 3 番雨田です。議案第 2 号第 1 項順位 1 の農地法第 5 条申請について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 1 〇〇〇〇です。譲渡人 〇〇〇〇。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。申請農地の表示は，大字納官，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番 1，地目畑，地積 657 m²です。計 657 m²。転用目的ですが，農家住宅。申請理由，現在，借家住まいで手狭なため，申請地を購入し，住宅を新築したい。実現性あり。土地利用規制等については，都市計画区域内，農振農用地内，1 種農地（集落接続施設）。棟数ですけども住宅が 1 棟 113.03 m²。倉庫 1 棟 30.03 m²。合計 143.06 m²です。建ぺい率 21.77%。場所ですけども国道を〇〇〇〇を通り過ぎて行きますと，ちょうど〇〇の終わりの所を左に折れますと，〇〇〇の公民館がございます。その公民館から大体〇〇 m くらい行ったところの右

側に土地があります。場所としては非常にいいところですけども。それですね、この案件については、先般7月15日午前9時より、濱脇会長、鮫島安平委員、日高信行委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査をいたしました。この案件はですね、現在借家住まいで手狭なため、親元である〇〇〇〇に申請地を購入し、住宅を新築したいとのこと。排水路については、〇〇〇〇の公民館の排水路が申請地の前の道路の地下に埋めてあるんですけども、そこを通してやるという計画でございます。また隣接が両方とも住宅であり、転用により周囲の農地に影響することは、まったくありません。資金計画においても、金融機関からの融資証明もあり、農家の後継者として農家住宅を建築するもので実現確実と思われ。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われ。委員の皆様のご審議をお願いいたします。付け加えますとですね、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子でございまして、将来も農業をしたいということで今、〇〇〇〇に勤めているんですけども、親がだんだん年をとってくるから、自分が農業をしたいということで今回申請をしたということです。宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(委員)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位2について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案第2号第1項順位2の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人が〇〇〇〇さん。住所 鹿児島県西之表市〇〇〇〇番地7〇〇〇〇。譲渡人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地9。申請農地の表示、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番8、地目畑、地積495㎡。転用目的、一般住宅。申請理由、現在、借家住まいで手狭なため、申請地を購入し住宅を新築したい。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地内、1種農地(集落接続施設)。棟数・面積等、居宅1棟93.86㎡。倉庫1棟36.10㎡。合計129.96㎡です。建ぺい率26.25%。この件につきましては、7月15日午前9時30分より、濱脇会長、日高信行委員、石堂委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。場所については〇〇〇〇を空港の方に向かい、〇〇〇集落に入る手前右側に〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その手前を〇〇の方に入って50m程の〇〇の土地でございます。この案件は現在借家住まいで手狭なため、申請地を購入し住宅を新築したいと

のこと。排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝に放流し、被害防除計画記載等の措置をとります。また周辺は宅地が点在する農地であり、隣の農地にも転用により、影響がないように配慮することです。資金計画においても、金融機関からの残高証明書を添付してあり、実現確実と思われます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(委員)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番の日高隆克です。議案第2号第1項農地法第5条申請の順位3について説明します。申請人、譲受人が〇〇〇〇さん。住所中種子町野間〇〇〇〇番地1。譲渡人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地3。申請農地の表示、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積500㎡。計500㎡です。転用目的、一般住宅。申請理由として、現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅を新築したいとのこと。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地内、2種農地(市街地近接農地)。棟数・面積等、居宅1棟103.21㎡。倉庫1棟32.00㎡。計135.21㎡。建ぺい率27.04%。この案件につきましては、先般7月15日午前10時10分より、濱脇会長、赤坂委員、小山田委員、事務局、申請人の父、〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。場所はですね、〇〇〇〇集落内です。〇〇〇〇の下、広域農道を〇〇〇〇の方に行きますと、〇〇〇〇のバス停、それを下って、〇〇〇〇方面に行きますと登りにかかります。登りきったところの左手前に〇〇さんの〇〇があります。その〇〇の土地です。ちょうど〇〇〇〇に行く道の手前100mほどになります。この案件は現在借家住まいで手狭なため、地元である〇〇〇〇集落に父から申請地を譲り受け、住宅を新築したいとのこと。申請地は盛り土を行い、排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝に放流し、被害防除計画記載等の措置をとります。また周りの農地へも転用により、日当たり、風通し等についての影響はありません。資金計画においても、金融機関からの融資証明を添付してありますので、実現確実と思われます。現地で検討しました結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)はい、ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説

(12番委員)いいですか。

(議長)どうぞ、12番。

(12番委員)私もしょっちゅう事務所を通るんですけども、ぜんぜん何もやっていないと思いますけどね。何年か前から。

(議長)事務局お願いします。

(事務局長)この件については、私の方で建設課に、現在の状況を確認をいたしました。建設課の方で把握してるのは、最近の工事、公共工事等の受注はされていないようですけども、まだ廃業ということはしておりませんし、建設業として、今後、公共工事等は現在はあまり受けてないようですけども、個人的な受注とかそういったものはやっている可能性があるということで、廃業はされていないということの内容は聞いております。

(12番委員)いいですか。

(議長)はい、12番。

(12番委員)事務所にも誰もいないような状態ですけど。それはもう数年前からです。

(7番委員)いいですか。

(議長)どうぞ、7番お願いします。

(7番委員)私もあの辺にさとうきび畑を借りている土地があるんですけども、あの土地はさとうきびを作っておりましたよね。現在、隣の今度、申請している〇〇〇〇さんの転用許可申請をもらってるんですけど、結局目的が、こういう資材置き場として使用しないで、他のことにしようとしてるんじゃないかなという心配もあります。

(12番委員)だから、もう一回調査をして、検討した方がよいんじゃないでしょうか。これは本人にちゃんともう一回確かめて。これは保留案件としておいてはいかがですか。

(3番委員)いいですか。

(議長)はい、3番。

(3番委員)今、7番からの説明があったんですけども、申請地は〇〇〇〇が売地に出していたけども、なかなか買い手がつかなかった場所じゃないですか。

(議長)事務局わかりますか。

(事務局)はい、事務局からです。〇〇〇〇さんが売りに出しているというのは情報として入ってございません。

(3番委員)いいですか。

(議長)どうぞ。

(3番委員)3番。あそこの土地はですね、以前売り出しの看板が出ていたんですけど、なかなか買い手がいないと聞いたことがあります。今回隣接した土地の転用許可申請が提出されており、同時に、この土地も転用の申請になったと思います。先程から申請人の土木業を今もやってい

るかとの議論がありますので、もう1回本人にちゃんと聞いて、土建業をちゃんとやっているかやっていないのか、資材置き場にするのかしないのか、そういうようなところも、やっぱりもう1回調べた方がいいんじゃないでしょうか。

(議長) はい、わかりました。只今、委員の皆様から議案第2号第1項順位2については保留にしたらどうかというような意見がありました。保留案件として、本人にもう少し内容等を確認してから、再度来月の総会に議案提出する方向でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) それでは、これから採決します。議案第2号第1項順位1から順位3については決定することとし、第2項順位1については、保留案件と決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号農地法第5条申請についての第1項順位1から順位3については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。第2項順位1については保留案件と決定いたします。

(議長) 次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。第1項の順位1について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい、10番上妻です。議案第3号第1項非農地証明順位1について説明いたします。土地の所在、大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇番、台帳地目田、地積1,487㎡、現況地目原野。所有者、〇〇〇〇さん。それともう一つ、大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇番4、台帳地目田、地積495㎡。現況地目原野。所有者、同じく〇〇〇〇さん、住所熊毛郡中種子町坂井〇〇〇〇番地1。現況地目となった経過及びその事由等、土地登記簿の地目は畑であります。平成6年頃から耕地として利用せず、現況は原野となっております。先般7月15日、午前10時45分に、濱脇会長、小山田委員、赤坂委員、事務局、申請人の代理の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所はですね、国道58号線から〇〇〇〇〇〇〇〇を北の方に、正確には計っておりませんが、大体800mから1kmくらい行った突き当たりの田んぼです。この案件につきましては、登記地目は田ですが〇〇〇〇さんが現在鹿児島の方に行っておりまして、高齢でもあり、耕地に戻すことは考えられないと思います。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議を、宜しく願いいたします。

(議長) ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員) ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の第1項順位1については、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の7頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年7月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、賃貸借権3件、筆数7筆、面積19,012㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の8頁から15頁に添付してございます。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)3番。

(議長)はい、3番どうぞ。

(3番委員)10頁の所有権移転のところですね、面積の2,434㎡で価格が40万ということですけども、この場所は圃場整備をしてるところかな。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局からお答えします。今質問のありました、地番の畑についてですけども、土地改良が行われてるかどうか確認をしておりますので、後ほど確認をしてお伝えしたいと思います。

(事務局長)今システムの方で確認をして回答をいたします。よろしいでしょうか。

(3番委員)はい。

(議長)他に質問ありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の16頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計

画の一部変更の承認について」説明いたします。件数1件、筆数1筆、変更面積6,165㎡、契約年数6年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては、資料の17頁に添付しております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第12回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者